事業者、産業保健スタッフ、人事労務担当者の皆さまへ

社員が病気になっても
安心して仕事を続けられるために…。

企業として、社員が治療を続けながら
安心して働くことができる
職場環境を作りましょう。
対応にお困りの産業保健スタッフ、
人事労務担当者の皆さま、
ぜひ各種支援をご利用ください。

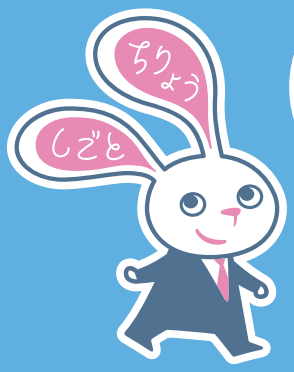

治療と仕事の両立支援サービス

無料です!

両立支援サービスの内容

1 個別訪問支援

これから両立支援に取り組む企業等の依頼を受けて、両立支援促進員(社会保険労務士、保健師等の専門家)が事業場を訪問し、治療と仕事の両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。

2 事業者啓発セミナー

平成28年2月に厚生労働省から示された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーを実施します。

3 個別調整支援

両立支援促進員が、事業場に出向いて個別の患者(社員)に係る健康管理について、事業者と患者(社員)の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。この支援は、患者(社員)又は患者(社員)から主治医の意見書が提出された企業担当者や産業保健スタッフ等からの申出により実施します。

※支援の実施に当たっては、ご本人の同意が必要になります。

4 窓口での相談対応

●支援内容などについては、お気軽にお問合せください。

独立行政法人 労働者健康安全機構
神奈川産業保健総合支援センター
平日9：30～17：00
TEL 045-410-1160

※裏面が支援申込書になっています。

または、下記の両立支援相談窓口

・関東労災病院（総合医療相談センター）
TEL 044-434-6337

・横浜労災病院（患者サポートセンター）
TEL 045-474-8111（代表）

治療と仕事の両立支援　申込書

年　　月　　日

事業場名			業　種	
事業内容			従業員数	人
所在地	〒			
	電　話		FAX	
担当者	部署名		氏　名	
	E-maill			
	職　種	□ 産業医　□ 保健師・看護師　□ 事業主 □ 労務管理担当　□ 衛生管理者　□ 従業員（患者） □ その他（　　）		

希望する支援内容 ☑ にチェックを入れ、希望する番号に○印を付けてください。

□ 個別訪問支援

※担当者が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入等についてアドバイスします。

1　管理監督者向け両立支援教育（事業場の管理監督者や労働者等に対し、意識啓発を行うセミナー）
2　事業場内体制の整備
3　事業場内規程等の整備
4　事業場の勤務、休暇制度の整備
5　両立支援の進め方
6　両立支援に係る情報提供
7　その他（具体的に：　　）

□ 啓発セミナー

※ガイドライン等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーです。

□ 個別調整支援（ご本人の同意が必要）

※事業場と労働者（患者）間の、治療と仕事の両立についてアドバイスします。

1　労働者（患者）との治療に対する配慮の検討
2　両立支援の進め方
3　両立支援プランの作成
4　職場復帰支援プランの作成
5　主治医等への相談
6　就業上の措置についての検討
7　その他（具体的に：　　）

【 申込先 】独立行政法人労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター

FAX：045－410－1161

※申込書受領後、当センターからご連絡いたします。
※この用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。